

松江家庭裁判所委員会（第38回）議事概要

第1 日時

令和元年7月30日（火）午後1時30分～午後4時00分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 小田川俊明，寺津豪佐，原 市，藤原映久，堀部亮一
松延由子，山崎 純，山下敏男，湯浅佳代，横溝邦彦
（五十音順敬称略）

（事務担当者）高瀬事務局長，松嶋事務局次長，
佐藤首席家庭裁判所調査官，石川家裁首席書記官

（庶務） 吉田総務課課長補佐

第4 テーマ

利用しやすい家庭裁判所となるために

第5 議事

- 1 意見交換等
別紙のとおり
- 2 次回委員会のテーマ
庁舎見学，利用しやすい裁判所について
松江家庭裁判所の概要について
- 3 次回開催日時
追って指定

(別紙)

松江家庭裁判所委員会

委員長: 事前の御説明にお伺いした際に御意見をいただいております、それを項目分けしながら進めてまいります。

一つ目に、市民に広く裁判所の手続を知ってもらうために、積極的な広報活動をすべきではないかという御意見をいただいております。市報への掲載、見学会等の実施、学校への出前講義といった、様々な方法の御提示をいただきました。

これまで裁判所も、成年後見制度説明会などの広報行事や、学校、各種団体の裁判所見学などを中心に広報活動を行ってきましたが、その成果が上がっていないと認識してします。より効果的な広報活動とするために、誰に、どのような広報活動を行うことが効果的と思われますか。

A委員: 家庭裁判所が理解されるためには、外に出かけ、広く市民に顔の見える活動をしていくということが必要だと思います。

例えば、親しみやすい商業活動をするとか、市民に活用、利用される様々な諸機関に、家庭裁判所の顔が見えるような広報活動が考えられるのではないかと思います。

一方で、家庭裁判所の敷居の高さは、一定程度必要だと思われ、家庭裁判所の利用度を広めるのは難しい部分ではあると思います。

委員長: 家庭裁判所を知っていただくということは重要なことですが、家庭裁判所のことは一般的に知られていないというのが、委員の共通した御意見であると思います。切羽詰まらなければ、家庭裁判所があると認識されないのでは、身近な存在であると言えません。

今、成年後見制度の利用促進が行われていますが、いわゆる認知症の方の人数に対して、実際の申立件数があまりにも少ない状況です。私の友人からも、制度のことがよく分からないと言われます。中長期的な視点も踏まえて、効果的な広報活動の在り方について御意見をいただけますでしょうか。

B委員:例えば、親の様子が少しおかしいくらいのときに、相談の窓口が家庭裁判所なのか、行政機関なのか、弁護士なのか分からないと思います。

窓口に行けば、専門家が振り分けて、一番ふさわしいところに案内ができるような工夫が必要だと思います。

C委員:家庭裁判所の敷居の高さの1つとして、行ったことがないことが大きいと思います。イメージだけが先行している部分があるような気がします。

家庭裁判所に対するイメージが固まる前の段階、学校教育の中で家庭裁判所へ行き、目で見て、そこで働いている人と話をする体験があれば、家庭裁判所ではどんな仕事をしているのか、優しそうな職員がいるんだというイメージを持ち、成人してからも困ったときに行ってみようとか、相談してみようとか思うのではないのでしょうか。

また、学生の年齢に応じた対応を工夫すると良いと思います。

委員長:夏休み期間中の8月20日には、小学生を集めたイベントも予定しており、参加していただく方は、裁判所への理解を深めていただけたと思います。

ただ、裁判所への理解があまり広がっていないと感じるところがあり、改善するためにはいろいろな方法があり得るだろうと思っています。

報道の立場からすると、家庭裁判所というのは、あまり注目されていないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

D委員:例えばニュースなどで、家庭裁判所という名称が出てくることは少なく、松江で取り上げているニュースであれば、1年間で恐らく数回あるかないかだと思います。

まず裁判所という名前が堅いと思います。裁判所では、裁判という厳格な手続を行っているので、家庭裁判所では調停などを行っていても、やはり堅いというイメージがあります。

何か問題が起きたときに、まずウェブサイトで解決手段を探しますが、探し方としては、例えば、離婚するときに、丸くおさまるような離婚の方法はない

かといったことだと思えます。

ホームページ等を充実させることは非常に重要で、例えば、入口を相談内容ごとにするなどの工夫はできると思えます。一般の人は、どういう問題が裁判所で解決できるのか、あるいは、裁判や調停にかかる費用はどれくらいなのか、また、仕事はどの程度休まなければいけないのかなどに関心があると思えます。ある事例ではどの程度時間と費用がかかりましたとか、このようなことが解決できましたなど、国民の関心があるようなことを掲載すれば、多少改善するような気がします。

委員長: 岡山の放送局では、家庭裁判所調査官を取り上げて、番組を企画・制作されたと聞いております。

テレビでアピールする機会を持ちたいと裁判所も考えていますが、やはり放送する側のニーズも入れる必要があると思えます。

また、市民の側にも、裁判所をもっと知りたいという潜在的なニーズは、少なからずあると思われ、学校教育の中で、家庭裁判所を身近に感じてもらうことは効果的な方法だと思われます。ただ、教育現場のゆとりがなく、非常に難しいと思えますが、家庭裁判所のことを知っておいて損はないし、知っておくほうがいいのだらうと思えます。

最近、特殊詐欺の手口として、葉書に書かれた電話番号に連絡をしてしまい、お金を騙し取られるという事案が多発しているのも、裁判所のことを知ってもらえば防げる問題ではないかなと思えます。

小学校、中学校、高校、大学、それぞれの段階における目的というのは、違うと思えますが、義務教育の段階では、どういうことをやるのが一番効率的だと思われますか。

B委員: 子供たちへの広報については、やはり授業時間があまりないというのが正直なところでは。

小学生ではピンとこないと思えますが、高校生になると、成年年齢が18歳

に引き下げられたことで、契約ができたりローンも組めるようになり、親も心配するところなので、裁判所のことを伝える良いきっかけだと思います。

D委員:今、中学校や高校のカリキュラムでは、家庭裁判所がどの程度扱われていますか。

A委員:中学校の社会科の公民分野で、家庭裁判所、あるいは裁判所の仕組みや役割を授業で取り扱います。

現在、教育課程、学習指導要領が改定され、キャッチフレーズの中に、社会に開かれた教育課程という言葉が使われています。これは子供たちの学びが、社会に通じるような学びにしていく趣旨だと思われまます。

家庭裁判所のことを公民分野で教えるときに、裁判所の出前講座を活用するとか、弁護士や裁判所職員の方に、授業にゲストとして参加していただくなど、実際の生きた内容の授業が求められています。その意味では、学校現場と家庭裁判所が繋がりを強めていく流れはできていると思います。

D委員:家庭裁判所が扱う内容からすると、子どもたちにとって家庭裁判所が一番身近な裁判所と思われまます。積極的にアピールして、出張授業や、生徒に裁判所に来てもらい、実際の裁判所を見ながら勉強してもらうのは、本当に良いことだと思います。

委員長:先ほど成年年齢が18歳に引き下げられる話が出ましたが、18歳になったからといって法律的な知識、経験等が十分なのかということを考えないわけではありまません。

大学等の現場では、法律について関心を持っているのか、それとも、自分には関係ないことと思っているのか、そのあたりはどうでしょうか。

C委員:法律についてどこまで関心があるかと言われたら、とても高い関心はないと思います。大学としても、詐欺の被害にあわないか心配しています。一例としてブラックバイトの講習会などを大学で開いたりしています。そのような機会に家庭裁判所の職員の方に来てもらって話をしてもらうことは可能ではない

かと考えます。

教員の専門性によって異なりますが、私の場合、児童福祉関係が専門で、虐待などを中心に扱っています。そうすると、児童福祉法28条の関係や、親権の一時停止、喪失というところを学生が興味を持ち、例えば卒論に取り上げるために勉強してみようとか、家庭裁判所に行ってみようということはあると思います。

委員長:次に、教育現場でないところでの広報のあり方となると、やはり行政機関との連携が非常に大事でありながら、必ずしもうまくいっていないと思われませんがいかがでしょうか。

E委員:市役所でも家庭裁判所についての広報は、なかなかできていないのが現状です。市民生活の相談の中で離婚や相続の問題などが出てくる場合、家庭裁判所を御紹介しておりますが、市民の方に家庭裁判所を知っていただくのは、行政機関でも難しい部分があると思います。

1つの方法として、市役所が活用しているのがケーブルテレビです。月曜から金曜日までの帯の枠で、松江市も行事や制度の御紹介をさせていただくことがあります。ケーブルテレビを利用して、家庭裁判所がどんなところか、広く市民の皆さんにお知らせをしてはどうでしょうか。

リーフレットやパンフレットを掲示しても、なかなか読んでいただけない状況です。やはり、テレビやラジオなどを活用して、耳や目から情報を入れてもらうのが良いのではないかと考えております。

委員長:効果的な広報のためには、行政機関が窓口になる機会が多いのですが、十分に機能しないと、この問題はなかなか解決できないと思っています。

裁判所では、手続案内しかできず、法律相談となると弁護士が窓口になると思いますが、当事者の方のお話を聞くと、弁護士に相談するのはハードルが高いと聞きますが、そのあたりはいかがでしょうか。

F委員:弁護士の敷居が高いというのは、そのとおりだと思いますが、例えば、行

政相談や社協相談など、外部相談に弁護士が出向き、そうした機会に家庭裁判所の手続を使うという方法があることを紹介することも多いです。

また、外部相談だけでなく、支援員などを通じて、弁護士相談を紹介いただくことも多くあります。

相談者が、自分が直面している問題を解決する手段として、家庭裁判所があると分かるかどうか、また、分かったとして、自分一人で手続がとれるかどうかという、2つの局面で難しい面があると感じることはあります。

G委員: 社会福祉協議会では、2年前から「福祉何でも相談」という、どこへ相談をしたらいいか分からない相談を、まずは聞いてみるという取り組みを始めました。

障害者や高齢者の方は、関わりがあるので広報はしやすかったのですが、一般の方にいかに知ってもらおうかというところが難しかったです。

市営バスの中の電光文字版、マーブルテレビを利用したり、社協だよりを市報と一緒に配布したりしました。

最近、シングルマザーで養育費がもらえず、生活に困窮しているという相談もありました。そのときに、家庭裁判所でこの手続をすると、こういうことができるということを、相談員一人一人が理解していないところがあります。弁護士に社協へに来ていただいているので、弁護士に繋ぐことが多いですが、相談の窓口にいる職員に、家庭裁判所の職員から出前講座を行っていただき、家庭裁判所の役割を理解して相談対応ができるようにするというのも1つの方法だと思います。

それと、成年後見制度の利用促進に関しては、認知症の家族の方や、実際に介護をされている四、五十代の方に、家庭裁判所で成年後見制度の手続を利用できるというのを、お知らせすると良いと思います。

去年、小学校のPTA会長の集会にPRに行きましたが、PTA会長から、各学校の保護者への周知に繋がっていません。保護者の方にも、裁判所の機能

を知っていただけると、成年後見の利用促進に繋がると思いました。

委員長:最初に市の窓口で相談に行かれた方が、法律的なサポートが必要な場合に、必ず裁判所までアクセスできているわけではありません。

この問題を解決すると、裁判所がより利用しやすくなると考えていますがいかがでしょうか。

E委員:市役所で相談を受けたときに、弁護士に相談するとお金がかかると言われます。まず市役所の無料相談を受けた後、適切な機関を紹介していますが、費用がどのくらいかかるか心配されている気がしています。

委員長:裁判所では手続説明を行っていますが、相談者としては、問題の解決のためにどうしたらいいか教えてほしいということが相当あります。

例えば、調停を申し立て、期日が開かれると、そこではかなり突っ込んだ話をするようになります。調停にかかる費用は、弁護士費用は別として、申立費用自体は、それほど高額のものではありません。

ただ、裁判所へ行くことに、かなり抵抗感があると思います。一般の方々には、家庭裁判所と地方裁判所の区別もよく分からず、何となく悪いことをしたときに行かなくてはならないところというイメージが相当強いと思います。

そうすると、裁判所に相談をしたいけれども、なかなか踏ん切れないことが、多くあるのではないのでしょうか。

第三者が入って、公の立場で解決できるということでは、裁判所が一番大きい組織体だと思います。裁判所を利用するのは、それぞれの権利を守っていくことに繋がるし、紛争の拡大防止にもなるのと自負していますが、そのようになっていません。

また、裁判所が作成したパンフレットを備え置いていただいますが、読んでいただけていないようです。また、インターネットで検索できる情報は、裁判所から見ると非常に不確かなものがあったり、検索する人が自分の要求に沿った情報を求めるために偏りがあり、正しい知識が得られないことがあります。

当事者の方が、「インターネットでこういう情報を見たが、これは違うのか。」というお話をされ、本件では当てはまらないという話をよくしています。

先ほど、専門用語の話も出ていました。裁判所では、申立人、相手方、事件、出頭等、耳慣れない用語を使います。当事者から「私は事件と思っていないのに、事件と呼ばれている。」というようなことを言われることもあります。

この用語も、裁判所の敷居を高くしている1つの要因と思われるのですが、いかがでしょうか

D委員:最初に相談を受けた他機関の窓口職員などが、家裁の役割などをきちんと理解されていないということでしたが、それは重要なことだと思います。

広報活動や勉強会は、窓口職員にすべきで、一般の方は、家庭裁判所の役割を理解していなくても、窓口職員が理解していれば、かなり事態は改善されるような気がします。

リーフレットやパンフレットについても、一般の方に向けて作るより、例えば、学校の先生、あるいは相談員の方などに向けて作る方が、効果があると思いますがいかがでしょうか。

委員長:市役所の職員にとっては、家庭裁判所のことを理解するのは、簡単なことではないのでしょうか。

B委員:部署によると思います。1つの部署に長く在籍していると、この案件ならどこに行ってもらおうと一番早く的確に解決できるか、ある程度見えてきます。

市役所の仕事と裁判所の仕事は全く違うし、日頃接点がないので、窓口の職員もどこに行けば一番早く的確に解決できるという勘所が掴めていないところもありますので、まず相談を受ける窓口の人たちの勘所を養うことが必要であると思います。

委員長:裁判所から説明をすることはやぶさかではないのですが、窓口職員の方の時間が取れるかが問題となります。新任研修等の中に、より実践的なカリキュラムを加えていただき、裁判所の職員がお話をさせていただくことができるの

でしょうか。

E委員:松江市役所単独で出来るというものではありませんが、県全体の市町村の職員研修プログラムがありますし、町村会とかでも、同様のプログラムを持っておりますので、そこで専門的な研修を行うことは可能ではないかと思えます。

ただ、市役所の職員も、3年から5年くらいのサイクルで異動しますので、その職場のプロがいなくなっております。昔は長く同じ職場にいて、この人に聞けばわかるというような専門的な職員もいましたが、現在はそのような状況ではありません。

委員長:現在、成年後見制度の利用促進において、行政機関へ御説明させていただいていますが、行政機関との関係を深めていく必要性は、成年後見だけを取り上げてもあると思っています。成年後見制度をきっかけに、調停事件においても関係を深めていくこともあり得ると思えます。

先ほど、インターネットの話が出ましたが、インターネットは手軽なツールで、簡単に自分が得たい情報が得られます。この問題についてはこういう解決方法がありますという感じのウェブサイトにするのと取っ付き易いと思いますが、そのようなウェブサイトにすることが、家庭裁判所として相当かという面もあります。裁判所は最終的な判断をするところで、権威は必要なので、何でもありということではありません。感覚的に、ボーダーラインはどのあたりだと思われませんか。

C委員:話が戻りますが、パンフレットのことで、私は前職が児童相談所の職員でしたが、児童相談所の職員も当然家庭裁判所と繋がりがありますので、パンフレットを見る機会がありました。児童相談所の職員もパンフレットを見せながら親御さんへ説明をすることになると思いますが、児童相談所の職員も転勤のためエキスパートになることは難しく、記載してある用語や内容は、すぐに理解できるものではないと思います。さらに、これを親御さんに見せて説明をするということは、相当難しいと思います。ウェブサイトも大事ですが、市役所

や児相の職員が、パンフレットを見て内容を理解し、相談者等に見せて説明できるように見直していくことが必要ではないかと感じます。

委員長:パンフレットの内容は、分かり易いように心掛けていますが、ただ、そのように受け止めていただいていないようなので、さらに努力をしないとイケないと思います。

D委員:NHKの放送では、大体小学2年生が理解出来るように作られています。一般の方も高校レベルだとしていけないこともありますので、専門用語等をできるだけ使わずに、説明する方法を考えたら良いと思います。

G委員:裁判所のパンフレット等を読ませてもらいましたが、やはり、専門用語が入っていると、これを説明するときに、自分の解釈により説明した内容が、本当に合っているか不安なときもあります。

専門用語を使って、きちんとした文章で作成するというのもあるのですが、もう少し分かり易い言葉に置きかえて、括弧書きでもいいので、専門用語の意味が分かると説明もしやすいと思います。

委員長:裁判員裁判において、参加いただく裁判員は一般の市民ですから、法曹三者としても様々な苦勞をしており、この用語は使えないとか、分かり難い用語を説明しなければいけない場面があると思います。検察官の述べる内容も、裁判員裁判を通じて、随分変わってきたとお感じだと思いますが、家庭裁判所のことについても、何かできるのではないかと御意見がありますか。

H委員:通常の刑事事件と比較すると、法廷での説明の仕方についても、格段の差があります。法律用語は一切使わないくらいの気構えでいます。特に冒頭陳述や証拠の説明、論告などでは、徹底的に日常用語というか、一般用語を使うように意識しています。

検察庁でリハーサルなども行い、その言葉は、多分一般の人は使わないよとか、そういう御指摘を随時いただいて対応しています。

普通の裁判では、「規範意識が鈍磨している」とか、普通に言ってしまいま

すが、「規範意識」も分からないし、「鈍磨」も恐らく分からないので、「要するに法律を守って生きていこうという意識が低いのです」というように、分かり易い言葉で言い換えています。ここで引っ掛かるようだと、多分、ほかの説明も入らないと思われます。

用語の部分で引っ掛かると、家裁について知ってほしい情報量が多いにもかかわらず、そこで止まることになるので、用語は大胆に平易に説明して良いと思います。

広報については、前提として、家庭裁判所の存在を知ってもらうというところが目的なのでしょうか。それとも、家庭裁判所の使い易さや、メリットのアピールを含むのでしょうか。

委員長:まず、家庭裁判所の存在を知ってもらい、さらに使いやすさ等についてという段階を踏んでいくのだらうと思っています。

H委員:せつかく存在を知ってもらっても、使い難いと思われたら意味がないと思います。家庭裁判所の使い易さについての部分まで一気に伝わらないと、多分記憶に残らないか、使い易いものとして記憶に残らないと思います。

実現可能性はともかく、例えば24時間対応しているとか、チャットなどでリアルタイムに質問にお答えするとか、使い易さについて具体的なアピールポイントがあると、使い易い家庭裁判所として記憶に残ってくれるのという気がします。

それと、成年後見制度については、例えば、精神科病院や介護施設等と連携はしているのですか。

委員長:家庭裁判所は申し立てを受ける側であり、その面では、第三者機関と連携しています。

H委員:認知症の家族のことで家庭裁判所に相談に行くと、職員が積極的に介入するとか、そういう関係にないのですか。

委員長:そのような相談窓口は、社会福祉協議会などの別の機関なので、家庭裁判

所独自で行うのは難しいと思います。

F委員:成年後見制度については、島根県内に成年後見センターというところがあり、ここで成年後見制度についての説明や、手続案内などをしております。成年後見センターは、家庭裁判所と年に1回、協議会等を行っています。

委員長:弁護士のところへ相談に来られた方は、どの程度の知識をお持ちなのでしょうか。

F委員:本当に千差万別で、御自身で十分調べ、理解した上で、相談に来るということもあれば、弁護士相談に行くほうが良い言われて来たということもあります。調停という言葉も分からない、裁判所のような怖いところには行きません、弁護士事務所に来るのもすごく緊張したなどと言われることもあり、本当に様々です。

委員長:そのような様々な方々のニーズを的確に把握し、裁判所の手続に繋げていくとすると、パンフレットの内容を分かり易いものにして、行政機関の窓口の方にも十分理解してもらい、裁判所との連携も図っていく必要があると思います。

先ほど、チャットの話が出ましたが、現在、民事訴訟のIT化が進んでおり、来年から特定の庁では、試行が始まる段階です。その成果によっては、他の分野にも広がる可能性もあります。

但し、家庭裁判所は、いわゆる個人情報非常に多く扱うところでもあり、セキュリティが非常に大きな問題となります。容易にアクセスできるようになると利用しやすくなる一方、セキュリティの問題に対処しなければなりません。インターネット社会において、ITをうまく活用しなければいけないところではありますが、どのようにお考えでしょうか。

まず、I委員から、民事訴訟のIT化について、概要を紹介してください。

I委員:民事訴訟手続におけるIT機器の活用により、例えば、遠方である県西部、隠岐地方、あるいは県外の方が当事者の事件を円滑に進めることができるよう

になります。

現状では、電話会議システムのスピーカーフォンを使用してやりとりをしていますが、例えば、共通の図面を見たり、書面を見たりしながら意見交換をすることができません。スカイプなどを利用したウェブ会議が割とポピュラーなものとなってきている実情もあり、訴訟手続の中でも使えるようにしていく取り組みが進められています。

松江での導入は具体化していませんが、東京や大阪、広島といった大規模庁では、早ければ今年度の終わりくらいからIT機器を使うようになります。ウェブ会議をにステップに、将来的には、例えば、裁判所への書面提出をPDF化したファイルで行うような形式にするといった検討が進められています。

ただし、実際の事件が係属した後であれば、IT機器を活用したやりとりもし易い面がありますが、例えば、家庭裁判所の手続案内を24時間いつでもメールで行うとか、オンラインチャットでいつでもお答えすることが可能かという、かなりハードルが高いと感じています。

また、裁判所の広報の在り方についても、狙いを定めた広報をしていかなければならないと感じています。

一般的な広報においては、家庭裁判所でこの手続を活用すれば、家庭生活に直結する問題の解決が図れるというところをPRしていかなければならないのだろうと思います。小中学生、高校生、大学生を対象にした公教育の充実や、市の広報紙への掲載など、いろいろなものを使ったPRに注力していくことになると思います。

また、具体的な問題を抱えている人に対するアプローチとしては、もう少し踏み込んだメッセージが伝わるような広報、具体的には、調停や審判などの手続を利用すると、こんなメリットがあるということを具体的に訴えていく広報を考える必要があると思います。

委員長:家庭裁判所の調停でも、条件を満たせば、電話会議システムを使って遠隔

地と結んで行っていますが、直接来ていただかなければできない手続も多くあるのが現状です。

B委員:家庭裁判所が取り扱う案件は非常に幅広く、用語だけ分かり易くしても、きちんと理解していただけるのかという不安があります。

それと、市役所の窓口でも、インターネット等で得た不正確な知識を持って来られる人が多いのですが、家庭裁判所の手続を利用してこんな問題が解決できたといった体験談をウェブサイトに掲載するほうが、問題解決の方法を探しやすいのではないかと思います。

A委員:学校現場と家庭裁判所の連携は、深まっているという実感は持っています。具体的には、少年審判に向けて、調査官が何回も学校に訪問され、家庭状況、少年の学校生活、あるいは社会的自立に向けて、学校がどのように考えているかという話を聞いていただきました。

そのおかげで、たくさんの少年たちが自立してきたのを目にしました。先般も、家庭裁判所の裁判官に、審判後の生徒の様子をお伝えしたところ、大変喜んでいただきましたが、そういった顔の見える裁判所が、教育現場では非常に大事だと思っています。

また、数年前から、家庭裁判所と生徒指導主事などの生徒指導に関わる管理職や、担当の教員が参加した連絡協議会を開催していただいております。これが、学校現場で少年の非行に対する取り組みを進める意味では、大きなエネルギーになっているのではないかなと思っています。

さらに、今、学校で抱えている少年非行の問題については、学校だけで対応することが困難であり、サポートチーム会議というのを国が進めています。学校以外には少年鑑別所、保護観察所などと連携を取りながら、少年非行の未然防止や、健全育成に向けての対応に取り組んでいます。家庭裁判所でも非行少年の健全育成について取組を進めていただいております。今後、学校現場と家庭裁判所等の連携を進めていただくと、学校現場としては大

変ありがたいと思っています。